

法務委員会 質問要旨

2018年6月8日
国民民主党 階 猛

1. 遺言書保管法案3条の遺言書保管官にはどのような者が任命されるか
(法務省政府参考人)
2. 同法4条2項で保管対象となる遺言書は「無封」とした趣旨は何か
(法務省政府参考人)
3. 保管を申請した遺言書が改ざんされるリスクがあるのではないかと(法務大臣)
4. 今回の森友事件で公務員の文書改ざんが容易に起こり得ると国民が認識した以上、この制度はあまり利用されないのではないかと(法務大臣)
5. この制度への信頼を確保するためにも、森友事件における文書改ざんは厳しく処罰すべきではないかと(法務大臣)
6. 上記の文書改ざんについて、刑法155条と156条のいずれの文書変造罪についても、犯罪不成立とした理由を具体的に説明せよ(法務省政府参考人)
7. 文書変造罪の成立範囲が狭すぎ、遺言書改ざんを防げないのではないかと
(法務大臣)
8. 同法6条5項の「政令で定める期間」とはどれぐらいかと(法務省政府参考人)
9. 期間経過後の保管遺言書の廃棄や遺言書と異なる遺産分割がなるべく生じないように、被相続人の死後速やかに9条5項に定める者に遺言書保管の事実を通知すべきではないかと(法務大臣)

以上

※配布資料はおって提出